

国際共同製作映画への支援

本支援制度は、多様な芸術を包含する総合芸術であり、また海外への日本文化の発信手段としても極めて有効である映画の国際共同製作活動を支援し、国際文化交流を推進し、ひいては我が国映画界の一層の発展を図ることを目的としています。

【支援対象】

(対象となる活動)

国際共同製作映画の企画から完成までの製作活動で、国内において、原則として完成後1年以内に映画館において1週間以上かつ各日3回以上有料で公開される、上映時間1時間以上、補助対象経費1億円以上の劇映画及びアニメーション映画。

※国際共同製作映画とは「ユニジャパン国際共同製作認定」に基づき、公益財団法人ユニジャパンによって国際共同製作と認定された映画とします。補助金の申請には、公益財団法人ユニジャパンが交付する認定書が必要となります。制度の詳細につきましては、公益財団法人ユニジャパンまでお問い合わせください。

(対象者)

1 補助の対象となる者

映画の製作活動を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、次の(1)～(2)のいずれかに該当し、かつ、一定の実績要件※を満たすものとします。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下ア～エの要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有し、次のイ～エについて明記されていること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※詳細はお問い合わせください。

【支援内容】

補助金の額は自己負担金の範囲内で、補助対象経費の5分の1。1件当たりの最高限度額5,000万円。

(※別途、必要に応じて、バリアフリー字幕制作費(上限100万円)の補助あり)

【利用方法】

文化庁の担当窓口宛に、交付要望書他必要書類を提出。

【お問い合わせ先】

文化庁文化部芸術文化課メディア芸術振興係 電話：03(5253)4111(内線：2083)